

豊橋市監査公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年11月28日

豊橋市監査委員	古 池 弘 人
同	野 口 洋
同	古 関 充 宏
同	川 原 元 則

令和4年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
文化・スポーツ部	「文化のまち」づくり課	58	意見	施設の利用料金の徴収のありかたを整理することが望まれる。	各施設の利用承認申請書等が規定されている条例施行規則について、企業活動の有無欄を設けるよう改正し、令和5年7月1日より施行した。	R5.8.17
	「文化のまち」づくり課 (豊橋市公会堂)	69	意見	「豊橋市公会堂利用承認申請書」について、利用料の適切な徴収の根拠とし、金額決定基準を明確にするために、聞き取り結果については記録を残すことが望まれる。また、必要に応じ、企業活動の有無の欄の設置も併せて検討することも望まれる。	豊橋市が令和5年7月1日より改正施行した「規則」に基づく「豊橋市公会堂利用承認申請書」により、企業活動の有無欄を記載するとともに、特異な例については、摘要欄等に記録を残すこととした。	R5.8.17

令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日年月日
教育部	学校教育課	P28	指摘事項	開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。	教育会館の受益者負担の状況については、他施設と同様に、本市ホームページ掲載の「豊橋市公共施設白書」の資料編において、情報開示を行つており、令和3年11月に最新の情報に更新したところである。	R5. 10. 26
		P33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	教育会館は条例にて設置目的を「学校教育の総合的な向上を図るための施設」としており、研究及び研修のため利用しようとする教職員は使用料を無料としている。令和2年10月2日付け財政課通知に基づき検討を行つたが、検討の結果、利用料金制により収支不足が発生している他の公共施設とは異なり、主な利用者からの使用料収入により運営を行つている施設ではないため、次回の使用料改定に反映させるP D C A サイクルの確立は必要ないものと判断した。	R5. 10. 26
		P33	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	設備の更新等個別の事由がある場合には、令和2年10月2日付け2豊財号外「受益者負担の適正化について」に従い、適宜使用料の見直しを行ついくこととした。	R5. 10. 26
		P41	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるよう様々な利用方法を検討することが望ましい。	施設設置目的での利用が増えることが本来のあるべき姿であるため、改善策検討のため、定時のモニタリングだけでなく、随時、指定管理者を対象に利用率向上に向けたヒアリングを実施している。また、ホームページ以外にも教員等の施設利用を通じて施設の活用を促している。	R5. 10. 26
	学校教育課（ライフポートとよはし）	P46	意見	指定管理者運用マニュアル等に留意し、指定管理者の交代時における引継手続を徹底することが望ましい。また、資産経営課においては、交代時に発生する問題等について、情報の蓄積と発信をより一層進め、各所管課に注意喚起をすることが望ましい。	令和2年7月13日付け資産経営課からの通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、指定管理者が交代する際には、現指定管理者・新指定管理者・市の三者で十分な時間を確保し、問題が起きやすい項目をまとめた資料を用意した上で、引継ぎを行うこととした。	R5. 10. 26
		P46	意見	ホームページにおける多言語に対応していない施設があるため、定住外国人等への情報発信として多言語対応に取り組むことが望ましい。	定住外国人に向けた情報発信について、指定管理者と協議を行い、必要に応じてホームページの多言語対応を進めていくこととした。	R5. 10. 26
	学校教育課（ライフポートとよはし）	P63	意見	各施設の利用状況を見ると、全てが常に利用されている状況ではない。コンサートホールは月によって差はあるものの平日の利用が少ないので、利用率の向上に努める必要がある。しかし、コンサートホールの平日の利用状況を改善することは容易でないので、休館日数を増やすなどの経費削減にういて再検討することが望ましい。	ライフポートとよはしは全施設を一体的に管理運営しており、利用率の高い部屋もあるため、休館日を増やせばサービスが低下してしまうおそれもある。また、教育会館は、月曜日から土曜日は通常の会館業務を行つており、日曜日には貸館の予約がある場合に開館しているため、既に必要最小限の開館となっている。そのため、検討した結果、休館日数を増やしても経費の削減は見込めないと判断したので現状維持とした。	R5. 10. 26
		P64	意見	各施設の適正な利用料金を一義的に定めることは難しいが、継続的に利用料金の見直しを検討する必要がある。また、男女共同参加センターと勤労者会館では、施設の目的に沿った利用団体が優先利用でき、料金も半額となっている。社会環境が変化してきているので、利用者により区別した料金設定が受益者負担の観点から望ましいのか再検討することが望ましい。	利用料金の設定については、関係課と協議を進めつつ、優先利用団体の利用状況を分析の上、所管課として必要に応じて見直すなど対応していくこととした。	R5. 10. 26

令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
教育部	学校教育課（ライフポートとよはし）	P66	意見	施設が老朽化しているため、ライフサイクルを踏まえた設備の修繕更新について計画を定めることが望ましい。	施設保全計画（平成26年度策定）に沿って計画的に対応する。	R5. 10. 26
文化・スポーツ部	「文化のまち」づくり課	P46	意見	ホームページにおける多言語に対応していない施設があるため、定住外国人等への情報発信として多言語対応に取り組むことが望ましい。	指定管理者と協議を行い、令和5年6月から文化施設のホームページに自動翻訳機能を追加した。	R5. 8. 17